

○防衛省告示第九十二号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定により、防衛大臣が指定する施設として次のものを指定したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成三十一年四月二十五日

防衛大臣 岩屋 毅

子育て支援の総合的な推進を図るために必要な施設